

栄養改善プログラムに関する基準

1 事業内容

個別的な栄養相談や集団的な栄養教育等を実施し、低栄養状態を改善するための支援を実施する。

2 実施内容

ケアプランで設定された目標を踏まえ、以下の内容を実施する。

(1) 事前アセスメントの実施

参加者の身長、体重等の身体計測を行うとともに、食事の内容、食事の準備状況、アレルギー状況等を把握し、低栄養状態のリスクに係る評価を行う。結果についてはいきいき手帳（介護予防手帳）等に記載し、参加者と共有すること。

(2) 個別サービス計画の作成

事前アセスメントの結果および利用者の意向を踏まえて、個別サービス計画を作成する。その際、プログラムの目標、参加者に対して栄養改善の観点から必要となる栄養量や日常の食事の形態など、配慮すべき事項等を盛り込んだ個別サービス計画を作成する。

(3) プログラムの実施

低栄養状態を改善するため、個別の栄養相談と集団的な栄養教育を組み合わせる等、参加者や実施場所等の状況を勘案しながら実施する。参加者が自宅等で実施できる内容について指導する。

また、いきいき手帳（秋田市介護予防手帳）等に記載された参加者の取り組みの様子等を確認する。併せて、参加者がセルフケアを継続できるよう声かけや必要に応じた指導等により支援すること。

（個別の栄養相談例）

地域における食事づくりの会や食事会等を提供している組織等の紹介、高齢者の食事づくりに便利な器具、栄養改善に有効な食品の購入方法等の情報提供をする。

（集団的な栄養教育例）

食べることの意義、栄養改善のための自己マネジメントの方法、栄養改善のための食べ方、食事づくりと食材の購入方法、口腔機能と低栄養に関連する問題等に関する講義又は実習を行う。

(4) 事後アセスメントの実施

第5回目に事後アセスメントを行い、参加者の体重の変化、事前アセスメントの指標の変化、主観的な健康観の変化、対象者の目標の達成度、低栄養状態の状況等を評価し、第6回に評価を踏まえたフィードバックを、

- いきいき手帳（秋田市介護予防手帳）や任意資料等を活用しながら行う。
- (5) 地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所への報告
目標の達成状況やその後の支援方法について評価票に記載し、ケアプランを作成した地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所に提出する。

3 実施担当者

事前・事後アセスメントおよび栄養相談は管理栄養士が実施する。

4 留意事項

- (1) 実施にあたっては、2の(1)から(5)までのプロセスを踏んだ上で実施すること。
- (2) 試食および調理を行う場合は、管理栄養士は安全・衛生管理を行うこととする。
- (3) 業務内容に疑義を生じた場合は、その都度、長寿福祉課と協議すること。